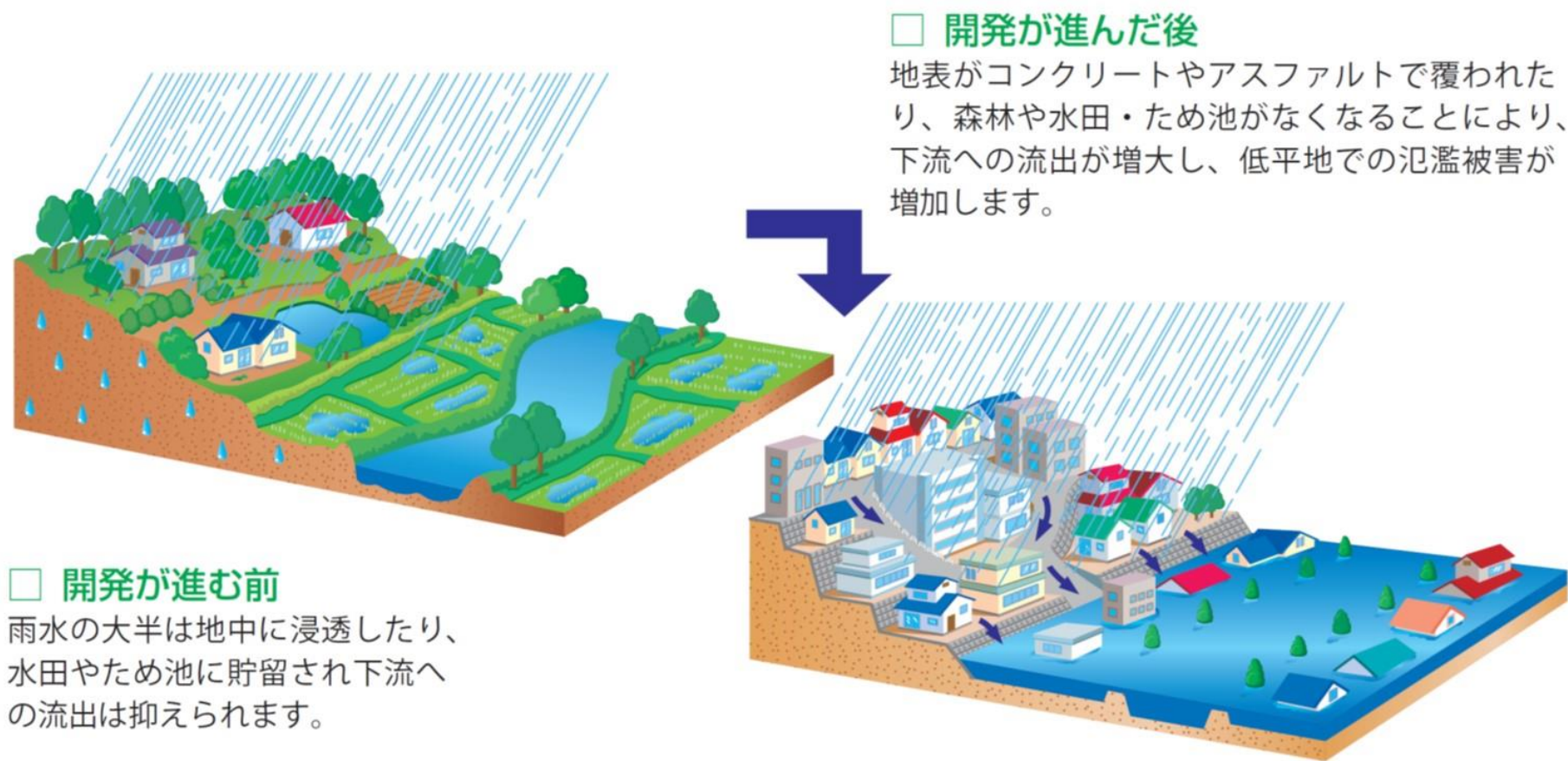


唐津市雨水貯留浸透施設設置基準（案）～唐津市雨庭プロジェクト（案）～

1. 目的

農地の宅地化等により雨水を貯留浸透する場所が減少し、豪雨において雨水が一挙に水路に流れ込むことにより浸水リスクが高まっているため、開発行為などにおける雨水貯留浸透施設設置基準を作成し、流域治水の実現により、持続可能な都市経営を目指すもの。



（リッテキ） 流域治水の推進、雨水流出抑制のため、貯留機能をもつ農地・緑地等を確保するとともに、雨水貯留浸透施設設置基準を策定・運用する

被害対象を減少させるための対策として
立地適正化計画の推進
開発行為等における雨水流出抑制施設設置基準の検討

目次



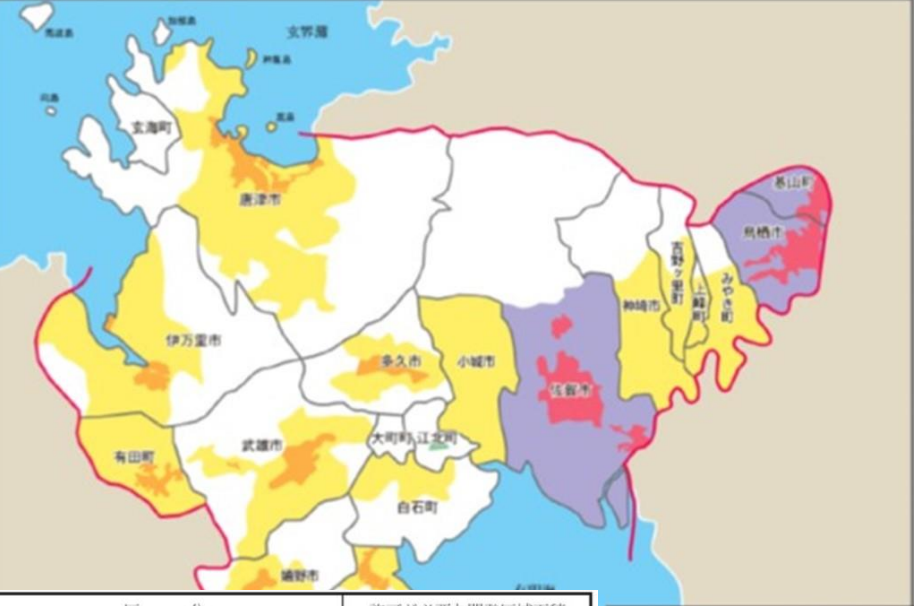
4. 市議会説明内容

開発行為等における雨水貯留浸透施設設置基準について、地質の変化への対応した貯留浸透施設、地形の変化への対応した貯留施設、緑地などのグリーンインフラの活用
の3つの項目について説明

開発する場合は、保水能力の確保が必要で、貯留浸透機能の保全・向上を図り雨水流出を抑制し、地域の環境に影響を及ぼさない様な施策が必要である。

5. 開発行為指導要綱、開発許可制度について県内事例

- 佐賀市、鳥栖市、基山町：線引きにより市街化調整区域の開発行為は原則禁止
- 佐賀県大規模開発における調整池の設置基準案（H24.4）
- 佐賀県雨水流出抑制設計技術基準（R5.3）（武雄市、嬉野市）
- 鳥栖市雨水貯留浸透施設設置基準（R5.4）（水田の畦畔高約30cmの調整池確保）



区 分		許可が必要な開発区域面積
線引都市計画区域	市街化区域	1,000㎡以上
	市街化調整区域※	面積規定なし（全て必要）
非線引都市計画区域・準都市計画区域		3,000㎡以上
都市計画区域外・準都市計画区域外		1ha（10,000㎡）以上

※開発行為は原則禁止

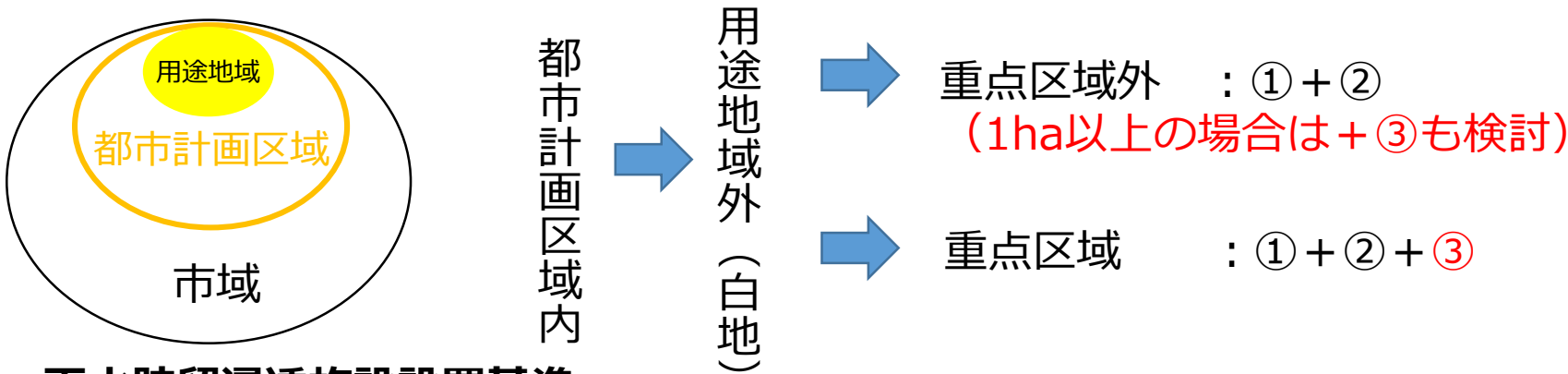


都市計画区域	
線引都市計画区域	市街化区域
	市街化調整区域
非線引都市計画区域	用途地域
	用途白地地域
準都市計画区域	

六角川流域の**特定都市河川流域内**における
1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為）には、**佐賀県知事の許可**が必要です。

6. 届出フロー

都市計画区域内の白地地区が対象（唐津・浜玉・相知・呼子の一部）
 用途地域内（市街地）は届出なし、用途地域外の農振地域の開発行為に対して届出



7. 雨水貯留浸透施設設置基準

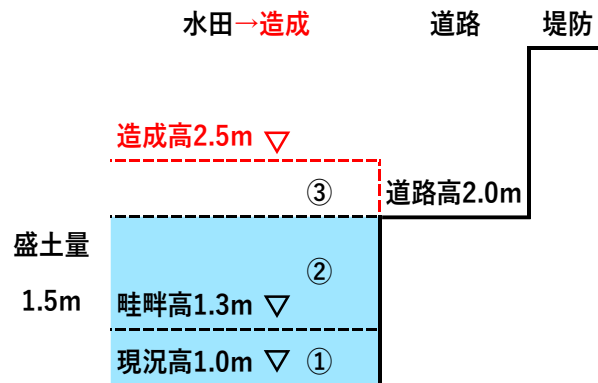
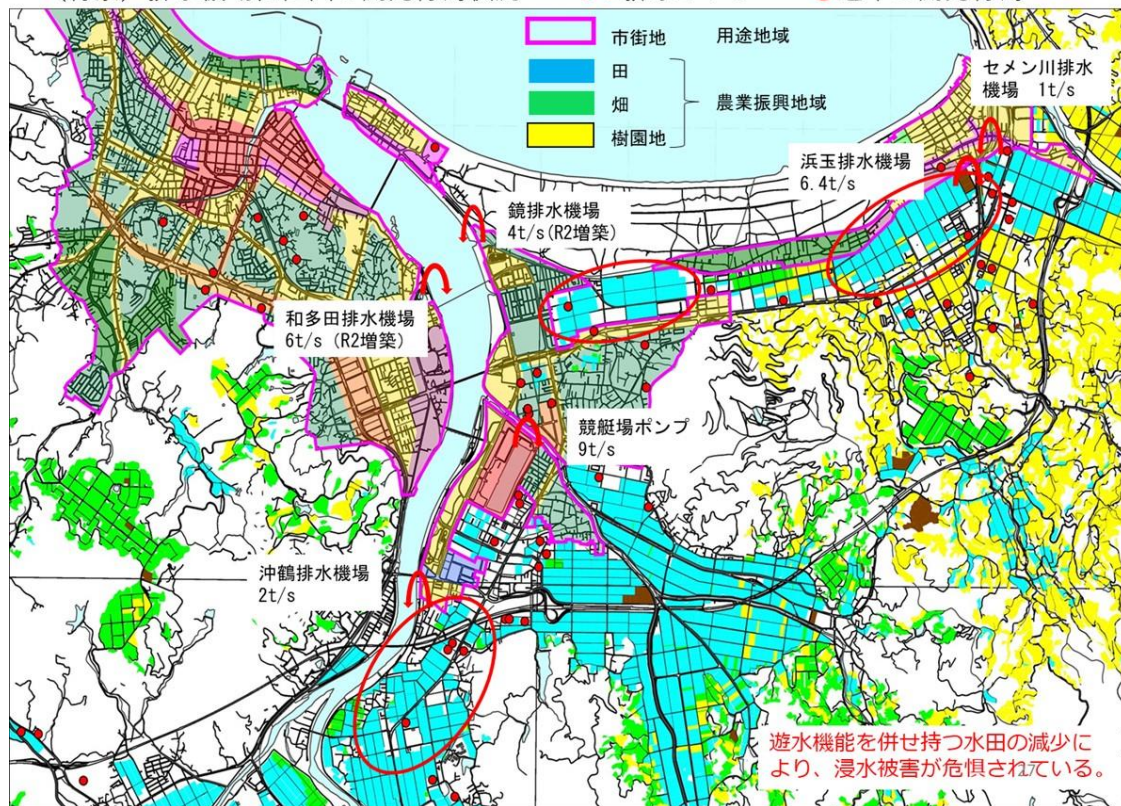
- ①地質の変化への対応（国・県の計算式）
- ②緑地やグリーンインフラによる貯留浸透
- ③地形の変化への対応（水田の遊水能力約30cmの調整機能確保など）

行為	① 地質の変化	② 緑地などの減少	③ 地形の変化
対応目標	貯留浸透	グリーンインフラ ネイチャー・ポジティブ	貯留
レベル1	貯留浸透施設による表面流出量のピークカット	緑地10%確保（条例）	畦畔高（30cm）分の容量確保
レベル2	基本に加えて浸透施設によるベースカット5mm/hr	上記に加えて地域植生を活用した公園整備、雨庭等	上記に加えて畦畔高から道路高までの容量確保
レベル3	基本に加えて浸透施設によるベースカット10mm/hr	上記に加えてビオトープ等での生態系の創出・再生	上記に加えて道路高から更に造成する分の容量確保

8. 重点区域の運用

浜玉排水機場、鏡～久里地区などの遊水能力をもつ農振地域については、
③（地形の変化への対応）までを基準に入れる **（③の検討例）**

（背景）排水機場位置図と開発行為状況  排水ポンプ  近年の開発行為



1ha(10,000m²)の場合、15,000m³の盛土量に対して

①畦畔高30cm分の容量確保する場合

10,000×0.3=3,000m³の貯留指導（20%貯留）

②畦畔高から道路高までの容量確保する場合

10,000×0.7=7,000m³の貯留指導（47%貯留）

③道路高から更に造成する分の容量確保した場合

10,000×0.5=5,000m³の貯留指導（33%貯留）

合計

100%

9. 効果

まずは開発行為指導要綱に入れるので、行政指導までは可能となる（勧告まで可能）
開発行為により水田などを造成すると雨水が溢れるので、雨水を貯留浸透するような開発行為へ誘導する。

10. 今までの説明と今後の予定

久里地区出前講座や関係区長、関係機関へ事前説明。パブコメを実施し、地元説明会を行う予定。基準案の策定後、周知期間を設け、開発指導要綱とセットで運用開始予定。